

# イギリスにおける証拠排除と手続法違反

小浦美保

## 目次

- 一、はじめに
- 二、手続法および実務規範に違反して獲得された証拠の排除
  - (一) 概要
  - (二) 伝統的理解と運用
  - (三) 制定法との関係
- 三、結びにかえて

## 一、はじめに

わが国では昭和五三年の最高裁決<sup>(1)</sup>により、違法に獲得された証拠には証拠能力が認められないとする原則がとられている。この違法収集証拠排除法則は、証拠収集過程に違法があれば必ず証拠を排除するものではなく、「重大な違法」と「違法捜査の抑制」の見地から複合的に判断して証拠排除がなされるものと解されている。<sup>(2)</sup>

イギリスにおいては、伝統的に、違法な手段を用いて獲得された証拠であっても、「原則として証拠能力を有する」と解されてきた。他方で、コモン・ロー上、不公正 (unfair) に獲得された証拠は、裁判官の裁量により排除されるという一般的理解があり、この裁量排除は、一九八四年警察および刑事証拠法 (the Police and Criminal Evidence Act 1984) (以下、一九八四年法といふ)<sup>(3)</sup> 七八条<sup>(4)</sup>一項にも継承されている。<sup>(5)</sup>したがって、イギリスにおいては、証拠収集過程における違法行為は必ずしも証拠排除に結びつかないが、「不公正」という観点から当該証拠の証拠能力が認められない場面が存在していることになる。

他方、捜索・押収等の証拠収集手続について、イギリスにおいては、二〇世紀後半、コモン・ロー上の制限を整理する作業が行われ、上述の一九八四年法が制定された。そして、その実務規範 (Code of Practice)<sup>(6)</sup>には、実に詳細な規定が設けられている。

では、イギリスにおいては、手続法に反する行為によって証拠が収集されたことが明らかな場合、証拠の採否という文脈上、その違法行為はどのような観点から評価されているのであろうか。本稿では、この点を探るために、一九八四年法およびその実務規範に違反して証拠が獲得された事例を確認していくとする。

## 一、手続法および実務規範に違反して獲得された証拠の排除

## (一) 概要

周知のとおり、一九八四年法は、停止および捜索の権限（一条—七条）、立ち入り・捜索および差押えの権限（八条—二三条）、逮捕（二四条—三三条）、留置（三四条—五二条）、警察による被疑者等の取調べと取扱い（五三条—六五条）、実務規範に関する規定（六六条—六七条）、刑事手続における書証（六八条—七二条）、刑事手続における証拠に関する規定（七三条—八二条）、警察に対する不服申し立ておよび懲戒（八三条—一〇五条）、警察に関する規定（一〇六条—一一二条）、雜則（一一三条—一二二条）、附則から成る。同法の施行は三十年近く前であるが、同法は、多数回の修正を経ながら、現在も捜査および証拠に関して中心的地位を占める制定法である。警察官は、証拠収集にあたって権限を行使する際には、これらの規定に加え、実務規範にも従わなければならない。

一九八四年法七八条に基づき、裁量証拠排除が行われるのは、被告人側による証拠排除の請求があつた場合は裁判所の動議のあつた場合とされている。七八条による証拠排除は、非供述証拠のみならず、自白等を含む供述証拠についても適用がある。証拠排除の主張は、問題の証拠が法廷に提出される前に行われなければならず<sup>15)</sup>、裁判所は、その証拠排除の決定にあたって、証拠に自白が含まれる場合には「証拠決定手続 (Trial-within-a-trial)<sup>16)</sup>」を開いて陪審不在の状態で審理を行うが、非供述証拠の証拠排除判断においては、必ずしもこれを開かなくてよい<sup>17)</sup>。また、七八条のもとでの裁量排除は、通常、書面で申請され、訴追側には「不公正証拠ではないこと」を立証する責任はない<sup>18)</sup>とされる。

## (二) 伝統的見解と運用

裁量証拠排除に関する伝統的見解については、すでに先行研究において示されているが、ここでも一応敷衍して

おへりとする。

イギリスでは、古くは一八六一年のレザム事件 (*R v Leatham*)<sup>(16)</sup>において、「仮に盗んだとしても、それをどのように獲得したかは問題ではなく、証拠として許容される」と明言されたように、違法な搜索等によって発見された証拠であっても、原則として証拠能力を認めるというのが、一般的の理解である。一八七〇年のジョーンズ対オウエン事件 (*Jones v Owen*)<sup>(17)</sup>において、被告人が所持していた禁制物の発見にあたって、捜査官は、被告人の衣服のポケット内を権限なく違法に搜索したが、当該所持品の証拠能力は認められると判断された。これにつき、メロー判事 (Mellor J.) は、以下のような見解を述べた。

証拠が違法な手段を用いて獲得されたかゆえに、訴追された当事者にとつて不利益な証拠が使用できないと判示すべきだとしたら、これは、司法運営にとって危険な障害となるだろう」。<sup>[19]</sup>

二〇世紀に入つてからも、例えば一九五五年のクルマ事件 (*Kuruma, Son of Kaniu v R*)<sup>(26)</sup>において同様の見解が示されているが、それと同時に、証拠を許容することが被告人にとって「不公正」に作用する場合には、裁判官は、これを裁量により排除することができるともいわれてきた。<sup>(27)</sup> すなわち、証拠は、その獲得過程にかかわらず、許容可能であるというのがコモン・ローの原則であるが、状況によつては、被告人にとっての「不公正さ」を基準に証拠を排除するという裁量が、例外的に認められてきたのである。その後、一九八〇年のサン事件 (*R v Sang*)<sup>(28)</sup>においては、被疑者が自己負罪証拠を提出するよう検査官に説得されたのでない限り、コモン・ロー上の裁量排除権限は、人に對するものであれ所持品に對するものであれ違法な捜索の結果獲得された証拠には適用されないとの判断がなされ、一旦は証拠排除の射程を限定的なものとする見解が示された。

そして、一九八四年法の制定に当たり、若干の修正を経たものの、伝統的見解は踏襲されることとなつた。また、

通信傍受等の新しい証拠収集方法によって獲得された証拠や科学的証拠についても、同様の見解がとられているようである。

新しい証拠収集方法について、例えば、一九九七年のカーン事件 (*R v Khan*)<sup>(25)</sup>において、貴族院 (the House of Lords) は、個人の住居に盗聴機器 (listening devices) を仕掛けたないと等について、一連の捜査活動がプライバシーの侵害に当たる可能性を検討したが、結論として、「イギリス法の問題として、不適切に獲得され、また違法に獲得された証拠であっても、許容可能である」と判断した。また、科学的証拠については、呼気、尿、体内アルコール濃度、指紋またはDNAサンプルの採取の過程で手続違反行為が行われた場合、それらを鑑定することで顕出された実物証拠 (real evidence) が排除されるかどうかが問題となりうる。これらの証拠に関する問題は、先行する逮捕手続等が違法であった場合に特に顕著であるが、その違法にかかわらず証拠能力が認められる傾向にあるといふ。

以上のように、不公正証拠の裁量排除は一九八四年法七八条のもとで制定法上の地位を得たものの、その射程は必ずしも広まつておらず、証拠排除が実施されるのは、現在もなお極めて限定的な場面とみるとべきよう。

### (III) 制定法との関係

既に述べたように、証拠収集に関する捜査活動について、捜索、差押えおよび証拠物の保管を行う警察の権限は、制定法上の規定によるところが大きい。<sup>(26)</sup> そしてこれらの制定法が、証拠の許容性を争う場面でも参考とされることが多いといふ。では、制定法の下で行われる捜査の場面において、同法に違反して証拠が獲得された場合、裁判所はどのような立場をとっているのだろうか。

### 1 証拠排除が争われた事例

証拠排除の判断に際して、裁判所の関心は、どのような点にあるのだろうか。これを端的に表すのは、一九八六年のフォックス事件 (*R v Fox*)<sup>(39)</sup>である。違法逮捕の後に行われた呼気アルコール濃度検査に関する証拠の証拠能力を認めるにあたって、貴族院は、警察官が「善意で (in good faith) 行動し、また、「証拠の」サンプルそれ自体が誘因 (inducement) や脅迫 (threat)、：詐術 (trick) や他の不適切な方法を用いずに獲得された」場合には、証拠の裁量排除を拒絶してよい、と判断した。この貴族院の判断が示唆するように、証拠獲得過程での制定法および実務規範違反は、必ずしも証拠排除を導くものではない。

以下、裁量排除に関する代表的な事例を概観し、証拠能力判断と手続法違反の関係について、探っていく」ととする。

#### ①一九九四年のヒューズ事件 (*R v Hughes*)

ヒューズ事件において、公衆トイレにいた被告人は、一人の警察官が接近してきたので、ポケット内に所持していたカンナビスの樹脂を口に入れ、警察官らにそれを吐き出すよう求められたが、拒否した。そこで警察官らは、あごを押さえ、鼻を覆うなどして、無理やり被告人にそれを吐かせた。裁判所は、捜索前に一定の情報を被処分者に告知するよう求める一九八四年法二条(ニ)および(ミ)の規定<sup>(40)</sup>と実務規範Aに対する違反行為が、本件証拠収集過程の中に多数存在していた点を認めたが、被告人自らの行為（証拠物を口に入れた行為）によって不可避的に生じた違反行為につき、被告人が不服を申し立てることは合理的ではない<sup>(41)</sup>とした。結果として、当該証拠は排除されなかつた。

(2) 一九九四年のライト事件 (*R v Wright*)

ライト事件<sup>(35)</sup>において、被告人は、コカイン製造の罪で訴追された。警察官らは、被告人の自宅を捜索し、隠し持つていた現金等を差し押さえ、「これが証拠として提出された。」被告人は、当該捜索が一九八四年法一八条<sup>(36)</sup>に規定された階級の警察官によつて許可を得ておらず、また、一八条(八)<sup>(37)</sup>の定める捜索に関する記録も作られておらず、差押えにあたつて実務規範B違反が行われたとして、上訴を申し立てた。これに対し、上訴裁判所（the Court of Appeal）は、本件捜索において被告人が不利益を被つたのではなく、検査官は意図的な実務規範違反を犯していないと判断し、証拠排除は認められなかつた。

(3) 一九九五年のクック事件 (*R v Cooke*)

クック事件<sup>(38)</sup>は、以下のような事案である。強姦および略取・誘拐の罪で身柄拘束されていた被告人は、当初、頭髪サンブルを提出することを拒んでいた。しかし、警察官は、もし必要であれば力ずくで髪を引き抜くと被告人に告げた。被告人の留置房にいた三人の警察官は、暴動鎮圧用のヘッドギアを装着しており、「力ずくで」頭髪を採取する意図が警察官側にあつたことに、疑いはなかつた。そして被告人は、抵抗をやめ、頭皮から抜いた頭髪サンブルを提出した。刑事法院（the Crown Court）は、当該証拠の証拠能力を認め、被告人を有罪とした。上訴審において、上訴裁判所は、頭髪サンブルが一九八四年法六二三条三項<sup>(39)</sup>のもとで、同意なく採取することを許された秘部以外に関する（no-intimate）証拠である点に鑑み、本件のような態様での証拠収集も許される<sup>(40)</sup>、と判断した。

(4) 一九九五年的ナザニール事件 (*R v Nathaniel*)

ここまでにあげた三つの事例は、証拠収集の過程において一九八四年法および実務規範違反の疑われる余地はあるものの、その過程の中に捜査官側に悪意（bad faith）が認められないために、証拠排除が否定された事例であった。他方で、捜査官の悪意が認められる場合には、証拠排除の可能性が生じる。このような事例の一つとして、一九九五年のナザニール事件<sup>(1)</sup>が挙げられる。本件において、被告人は、同人のDNA型と被害者から採取された精液のDNA型とが一致したという証拠を含む訴追側証拠に基づいて、強姦の罪で有罪（第一事件）とされた。被告人のDNAサンプルは、彼が以前に無罪判決を受けた強姦罪の訴追（第二事件）に関連して提出された血液から獲得されたものだった。事件当時の一九八四年法六四条は、犯罪の嫌疑が解消したときは、当該犯罪の捜査のために採取した指紋や身体標本を破棄しなければならないと定めており、本件被告人は、身体標本（本件では血液）の提出にあたって、もし無罪であれば、同条に従い、当該標本とDNA情報を破棄するよう警察官に伝えていた。しかし、警察官は、被告人が第二事件で無罪判決を受けた後、当該DNA情報を破棄せず、コンピューターデータベースに記録していた。そして、のちに、そのデータベースにより、第一事件の被害者から採取したDNA型との一致が判明した。上訴裁判所は、以下のように判断した。すなわち、警察官は、当該DNA情報を破棄することを約束し、また破棄する義務を有していたのだから、当該DNA情報を警察が破棄しなかつたという観点において、事實審裁判所は、それを排除すべきだった、というのである。上訴裁判所は、六四条違反を議論するにあたって「重大かつ実質的」基準<sup>(2)</sup>について言及したが、この事例における違反が重大かつ実質的であったことは明らかであり、当該違反が被告人の有罪判決に結びつき得る証拠に帰着したという意味で、被告人に不利益を生じさせていた、と判断した。<sup>(3)</sup>

(5) A-G's Reference (No.3 of 1999) 事件<sup>(45)</sup>

A-G's Reference 事件<sup>(46)</sup>も、(4)ナザニール事件と同様に、一九八四年法六四条に違反して保管され続けていたDNAサンプルを証拠として使用することの可否が争われた事案である。本件は、第一事件（不法目的侵入）で被告人から採取されたサンプルにつき、被告人が無罪判決を受けた場合にはこれを破棄するという、明確な約束は交わされていなかった。結果的に、被告人は第一事件で無罪判決を受けたが、当該サンプルは破棄されることなくデータベースに記録された。このデータベースにより、第二事件（強姦等）の被害者から採取された犯人のサンプルと、第一事件の際に保管されていた被告人のサンプルとの一致が判明した。この判明後、警察官は、被告人から改めてサンプルを採取し、訴追側はこの二つのサンプルを有罪の根拠とした。当時の一九八四年法六四条（三B）は、不適切に保管されていたサンプルを証拠として使用することを禁じていた。被告人は、捜査目的で第一事件のサンプルを使用して得られた二つのサンプルを証拠として提示してはならないと主張した。同事件の事実審裁判所および上訴裁判所は当該証拠を排除したが、貴族院の判断は異なっていた。貴族院は、当時の一九八四年法六四条（三B）は、二つのサンプルに由来する証拠を許容不可能なものとはしないとして、違法な過程の結果として獲得された証拠が排除されるべきではないと判断したのである。<sup>(47)</sup>

(6) 一九九五年のスチュワート事件 (R v Stewart)

スチュワート事件<sup>(48)</sup>において、警察官と電力会社職員が、ガスおよび電力の不正使用を捜査するために、被告人宅へ赴いた。被告人は捜査を拒否し、ドアを占めたが、警察官の一人がドアを蹴るなどの方法で、被告人宅へ侵入し、居室内で、ガスと電力を迂回させるバイパス装置を発見した。本件での被告人宅への侵入は、家宅での捜索について

て規定する実務規範Bに違反した方法で行われたが、バイパス装置は部屋に入れば一見してわかる状態で設置されていた。上訴裁判所は、問題となつていてる違反が手続の公正<sup>(a)</sup>に悪影響を与えないないと判断した。そのように判断した理由は、問題となつていてる機械がすべて「丸見えの状態」であつたことにある。本件においては、実務規範の規定に違反していたか否かという点は、問題とそれなかつた。<sup>(a)(b)</sup>

## 2 証拠排除の基準

以上の事例を見るに、裁判所は、一九八四年法および実務規範違反が、七八条による排除を自動的に行わせるものではないという見解を探つてゐるようである。では、どのような場合には、証拠排除裁量が発動するのだろうか。

### (i) 「重大かつ実質的 (significant and substantial)」な違反

まず、1で挙げた事例中、①～③事件のように、何らかの一九八四年法および実務規範違反の疑いが存在したとしても、証拠排除が行われないという点に鑑みると、証拠が排除されるためには少なくともその違反は軽微なものでは足りない、ということがでもそうである。」の点について、デニス (Dennis) は、以下のように言う。すなわち、証拠獲得の過程でなされた違反が「重大かつ実質的」な場合にのみ、証拠が許容されるべきではないと考えられるような手続の公正<sup>(a)</sup>に対する悪影響 (adverse effect) が認められる、というのである。そして、違反が「重大かつ実質的」であるかどうかを決するにあたつて適用される第一の基準は、その違反が悪意に基づいてなされたか否か、という<sup>(b)</sup>ことである。明確な悪意に基づく意図的な手続法違反は、裁量証拠排除の基準である「手続の

「公正さ」と密接な関係があるであろうし、④事件にみられるように、裁判所はそのような手段によって獲得された証拠を排除する傾向にあるように思われる。<sup>(3)</sup> デニスによれば、そのような事例における排除の目的は、警察の適正手続を維持し、意図的な不当行為によって傷つけられる刑事手続の権威の保護することにあるといふ。<sup>(4)</sup>

#### (ii) 被告人の不利益

裁判所は、悪意に基づく違反の事例を検討する場合、違反行為が被告人に及ぼした影響について十分な調査を行うわけではなく、被告人の権利侵害という観点には、それほど執着していないようにも思われる。他方で、②事件のよう<sup>(5)</sup>に悪意なく違反が行われた時には、裁判所は、被告人が当該違反によってどの程度の権利侵害を受けたかという点についての調査を実施する。<sup>(6)</sup> ここでいう侵害とは、捜査活動による直接的な権利侵害のみならず、場合によっては間接的な不利益にまで及びうる。たとえば、違反の影響が、被告人に自白等の自己負罪証拠を作らせる要因となる場合や、違反の影響が、被告人に他の自己負罪証拠を争うことにより困難にさせてしまう要因となる場合を含め、非常に多くの異なる類型が存在しうる。この調査により判明した不利益は、排除決定の目的に照らし、当該違反が「重大かつ実質的」かどうかを判断するにあたって、主要な要素となるようである。そして、証拠がその不利益を除去するための排除された場合には、被告人の権利保護が、これらの事例における主要な目的の一つとなる。しかしながら、被告人に何らかの不利益が生じたことが、必ずしも証拠排除を導くわけではなく、違反行為と被告人の不利益との間に因果関係が存在しなければならないようである。たとえば一〇〇四年のギル事件(*R v Gill*)<sup>(7)</sup>において、取調べを行っていた内国税収官(Inland Revenue officials)は、実務規範Cに違反して、被告人らに警告を行ふことを怠った。上訴裁判所は、税収官の行為について、その違反はいかなる悪意に基づくものでもなく、また

は実務規範Cの規定を無視したと評価されるようなものでもなかつたと判断した。そして、たとえ警告が実施されようがいまいが、被告人らが何らかの異なる供述をしたわけではなかつただろう、という見解を示した。取調べにあたつて、被告人らは、取調べの目的について十分な情報を与えられていたし、取調べ中に専門家を在席させてよいと助言を受けたが、専門家を選定せず、そして、脱税について完全な自白をしたら、訴追されるであろうことを警告されてもいた。裁判所は、被告人らが取調べの中で質問に答える義務のないことを知つていたに違ひないと考えたのである。

### (iii) 犯罪の重大性・証拠の証明力

裁量証拠排除に関して、証拠能力の争われている事案が重大なものかどうか、あるいは、証拠排除の争われている証拠がどのような証拠価値を持つものなのか、という観点は、証拠排除に影響を及ぼすだろうか。犯罪が重大であるという点や証拠の証明力が高いという点は、場合によつては、証拠収集の過程において一九八四年法および実務規範違反を生みやすいという意味で、看過できない問題であるように思われる。

この点につき、たとえば、一九八四年法五八条(八)は、接見を認めると罪証隠滅のおそれがあるという合理的な確信がある場合等には、被疑者とソリシタ(solicitor)との接見を警察が拒否できると定めている。<sup>(5)</sup>このような接見制限規定の存在は、理論的には、一九八四年法違反が正当化または容認される根拠を示すと指摘されている<sup>(6)</sup>。

また、重大かつ実質的な違反の結果獲得された証拠を許容することは、証拠の必要性や、重大犯罪を犯した者に対する処罰の要請という観点から容認されるという主張が、訴追側によつてなされるかもしない。

裁判所の見解の中にもこのようないくつかの観点からの指摘が見られる。⑤の A.G's Reference (No.3 of 1999) 事件において、

ハットン判事（Lord Hutton）は、七八条の裁量行使に当たり、被告人の利益と同様に被害者と公衆の利益についても考慮することが必要だと論じている。<sup>(53)</sup> この議論の直前に、同判事は、この事例において被害者に対して行われた「犯罪の重大性」（本件では強姦罪であった）についても言及している。証拠の性質という観点は、同事件では直接的には争われなかつたものの、ハットン判事の言及からは、以下のことが示唆される。すなわち、一九八四年法違反が認められる場合は、当該違反が証拠の性質に影響を与えないにもかかわらず、七八条の下で行われる排除を根拠づけうるが、当該違反が犯罪の重大さおよび被害者保護の必要性により事實上許される場合には、証拠を許容することが不公正とはいえない、ということである。<sup>(54)</sup>

#### （iv）自己負罪拒否特権との関係

以上の（i）から（iii）の考察によれば、警察が故意に被疑者に対する不当な行為を試み、一九八四年法における警察の権限を濫用したことを認定できなかつたような場合には、事実審裁判官が証拠排除を行わず、また上訴審においても証拠排除が却下されるという結論が導かれそうである。

他方で、一九八〇年のサン事件において、デイブロック判事は、「不利益承認および自白に関する場合：をのぞいて、関連性があり、許容性のある証拠について、「事実審裁判所の裁判官は」これが不適切または不公正な方法で獲得されたことを理由として、拒絶する裁量を有していない」と指摘していた。また、上述の④ナザニール事件においては、捜査官の違法行為により、結果的に自ら自己負罪証拠を提出し、それが有罪という被告人の不利益に結びついた点を考慮して、証拠が排除された。これらの点を手掛かりに、自己負罪拒否特権と不公正証拠排除裁量との結びつきを検討することはできないだろうか。

この点につき、デニスはいわゆる毒樹の果実理論との関係から、検討を試みている。上述（i）から（iii）の基準を満たし、特定の証拠が裁量によつて排除されたとした場合、当該証拠に基づいて獲得された派生証拠についても、証拠排除の効力が及ぶだろうか。アメリカ法でいうところの「毒樹の果実」理論について、デニスは、端的に、<sup>(2)</sup> 派生証拠は排除されない、としている。なぜなら、あくまでもイギリス証拠法の一般原則は、証拠獲得過程における違法が証拠の許容性に影響を及ぼさないというものだからである。たとえば、一九八四年法七六条（四）<sup>(3)</sup> は、許容不可能な自白の結果発見された証拠の証拠能力を、原則として否定しないと規定している。仮に、自白排除の理論的根拠が自己負罪拒否特権にあるのだとしたら、自白の結果として獲得された他の証拠の排除にまで拡張することができるはずであるのに、それが認められないものである。この点から、デニスは、自己負罪拒否特権の観点から証拠排除の理論を解釈した上述のディープロック判事の見解は、疑わしいものだと主張する。<sup>(4)</sup> さらに、後で発見された派生証拠の源が（排除された）被告人の供述であることを、訴追側が明らかにしなくて良い点も、証拠排除に自己負罪拒否特権による保護が含まれないことを意味するという。このことは、国家が汚された証拠に頼ることが裁判所の権威を弱めるという見解と、矛盾しない。それゆえ、自己負罪拒否特権を考慮する必要はなく、派生証拠に基づき有罪を認定することは可能であるとの結論が導かれることになる。

ただし、派生証拠が七八条の下で排除される可能性は、全く否定されるわけではない。たとえば、その違法性が目にあまる（Flagrant）ものであるような場合には、「重大かつ実質的な違反」の観点から裁判官は、そのような証拠を排除する」ともできる。

### 3 一九八四年法以外の制定法との関係

イギリスでは一〇〇〇年頃から、一九八四年法以外にも、私的領域に対する捜査権限の介入を許す立法が行われている<sup>(2)</sup>。たとえば、一九九七年警察法 (the Police Act 1997) の第三編では、通信傍受についての法的枠組みが規定されており、同法一〇一条の下で規定された実務規範では、「将来の民事または刑事手続の目的のため」に捜査「記録を保管する」とが明確に規定されていた。そして、一〇〇〇年捜査権限規制法 (the Regulation of Investigatory Powers Act 2000)<sup>(3)</sup> は、一九八五年通信傍受法 (the Interception of Communications Act 1985) に代わって、より包括的な制定法として適用されている。また、一〇〇一年刑事司法および警察法 (the Criminal Justice and Police Act 2001)<sup>(4)</sup> やは、一〇〇〇年のチェスター・フィールド事件 (Chesterfield Justices, *ex p Bramley*)<sup>(5)</sup> や、同年の⑤A-G's Reference (No3 of 1999) 事件で不適切と判断された行為について、制定法上の承認を守り、捜査権を実質的に拡大している<sup>(6)</sup>。また、テロの脅威が高まるにつれて、刑事手続の目的のために情報を開示する権限のやむなる拡大が、一〇〇一年反テロリズム・犯罪および安全法 (the Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001)<sup>(7)</sup> の中で行われた。同法は、テロリストだけではなくすべての犯罪者に対し適用され、また容疑を正当化する証拠があるか、または容疑の理由となる証拠があるかとは関係なく問題となっている犯罪の捜査であることを堅求しているにすぎず、やむに、そのような資料を証拠して使用することを明確に規定している。

#### 四、結びにかえて

以上みてきたように、イギリスにおいては、一九八四年法を中心とする制定法およびその実務規範に対する違反行為によって証拠が獲得された場合であっても、即座に証拠排除が行われるわけではない。この点は、古くから信

頼性の原則によって証拠の採否を決してきたイギリス法の特徴に沿つたものといえよう。しかし、限定的な場面といえども、制定法および実務規範違反を発端として証拠排除が行われた事例も存在する。そのような事例の中で検討され、またイギリスの論者が指摘する証拠排除の根拠となる点は、以下のようなものである。すなわち、①証拠獲得過程における違反が「重大かつ実質的」であること、および②証拠獲得過程における違反が被告人に不利益を及ぼすことである。証拠排除が個々の事例の状況に照らして行われることから、どのような違反が「重大かつ実質的」であるか、また「被告人の不利益」がどのような場合に認められるかを、抽象化することは困難を極める。また、一九八四年法のみならず、二〇〇〇年代に相次いだ立法により、証拠収集活動の幅は広がりを見せており、この点も理解をより困難とさせている。

他方、一九八〇年のサン事件において、証拠排除裁量が発動する場面が「自己負罪拒否特権に関する場面」とあらわされたことにつき、賛同する見解もある。しかし、本稿で紹介したとおり、毒樹の果実理論を説明できないという観点からは、自己負罪拒否特権侵害を証拠排除の根拠としない見解もある。

新たな立法によって行われる証拠排除の可能性、および、証拠排除と自己負罪拒否特権との関係については、今後の課題としたい。

- (1) 最一小昭和五五年九月七日判決（刑集三一巻六号一三七ページ）。
- (2) 井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』（弘文堂、一九八五年）四〇三ページ。
- (3) 本稿では、イングランドおよびウェールズを指す。

(4) *Jones v Owen* (1870) 34 JP 759, QB, *Kuruma, Son of Kaniu v R* [1955] AC 197, PC.

(5) *Kuruma, Son of Kaniu v R* [1955] AC 197, at 203. See also, *Jeffrey v Black* [1978] QB 490, DC.

(6) 同法の邦訳として、法務大臣官房司法法制調査部編『イギリス警察・刑事証拠法／イギリス犯罪訴追法』（法曹会、一九八八年）がある。本稿中、条文の翻訳の参考とした。また、同法の解説として、土屋正二「イギリスの新『警察及び刑事証拠法』（一）～（九・完）」警察研究五六卷三号四六ページ、五六卷四号五〇ページ（以上一九八五年）、五七卷二号一八ページ（一九八六年）、五八卷一号一九ページ、五八卷二号一二ページ、五八卷四号一六ページ、五八卷五号一九ページ、五八卷六号一一ページ、五八卷七号二二ページ（以上一九八七年）がある。See, Michael Zander, *The Police and Criminal Evidence Act 1984*, (5th edn., Sweet & Maxwell, 2005).

(7)

一九八四年法七八条は以下のように規定された。

「(1) かかる手続においても、裁判所は、訴追側の立証の基礎として申請する証拠にかかるその証拠が獲得された状況を含むすべての事情を考慮して、その証拠を許容する」とが当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすため、これを許容すべきでないと認めるときは、その証拠を許容することを拒むことができる。

(1) 本条の規定は、裁判所が証拠を排除しなければならないものとする他の法則に影響を及ぼさない。」

(8) イギリスの証拠排除に関する論稿として、稻田隆司「イギリスにおける裁量による不公正証拠の排除」小暮先生古稀『罪と罰・非常にして人間的なもの』（信山社、一〇〇五年）二〇九ページ、井上正仁前掲注（2）、二二一八ページ以下、同五〇二ページ以下、島倉隆「イギリス刑事法における証拠排除」八木先生古稀『刑事法学の現代的展開』〔上〕刑法編・刑事訴訟法編』（法学書院、一九九二年）四八二ページ、丸橋昌太郎「排除法則による違法捜査抑制のメカニズム——イギリスにおける排除法則と懲戒制度をモデルとして」都法四五卷二号三六九ページ（一〇〇五年）、拙稿「イギリスの

警察および刑事証拠法七八条による証拠排除とともに、わなや詐術を用いて収集された証拠についてー」岡山商科大学法学論叢一九号二三一ページ (11011年) 等がある。

- (9) 実務規範とは、一九八四年法に付隨する形で設けられている警察実務の指針である。現在は、実務規範A（停止および検査）、B（検索および押収）、C（被疑者の身体拘束・処遇および取調べ）、D（個人識別）、E（被疑者取調べのテープ録音）、F（被疑者取調べの録音・録画）、G（警察官による逮捕）、およびH（11000年テロ法（the Terrorism Act 2000）関係）の八種類が定められている。邦訳として、渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の『実務規範』(1)、(11)、(111)、(四・完)」判タ五九五号一八ページ、五九六号二二一ページ、五九七号一六ページ、五九九号一四ページ（以上、一九八六年）、稻田隆司「イギリスの『一九八四年警察及び刑事証拠法』の改正『実務規範』(1)」熊本法学一〇一四一一三七ページ (110011年) がある。

- (10) 自白については、一九八四年法七六条に自白法則の規定があり、同条に則つて証拠の採否を決する」とが可能であるが、七八条による裁量排除を行う」とある。<sup>10</sup> See, Archbold 2010 Criminal Pleading, Evidence and Practice, (Sweet and Maxwell, 2010), p.1776.

- (11) John Andrews and Michael Hirst, *Andrews & Hirst on Criminal Evidence*, (4th edn., Jordans, 2001), p.404. ただし、コナハローー上の証拠排除裁量権についての限りではなし。See, *R v Sat-Bhamra* (1989) 88 Cr App R 55, *R v Harwood* [1989] Crim LR 285.
- (12) 「証拠決定手続」に関する論議としては、自白に関するものではあるが、稻田隆司「イギリスにおける自白の証拠決定手続」法政理論三五卷四号一四ページ (110011年) などがある。See, S Augustine Paul, *Trial within a Trial*, (Old Bailey Press, 1994).

イギリスにおける証拠排除と手続法違反

- (13) 七八条の下で証拠排除が請求された場合には、原則として証拠決定手続を開かなくてよい。ただし、七八条による証拠排除との関係で、警察が取り調べに際し被疑者に警笛を行ったかどうかが争われた事例 (*R v Manji* [1990] Crim LR 512) の上訴裁判所判決においては、事実審裁判官が証拠決定手続の実施を拒絶した」とが、違法であると判断された。
- (14) 証拠決定手続を経ない場合であつても、証拠排除は証拠提出の前段階で判断される」ととなり、原則として陪審がその証拠に触れる」とはない。一九八四年法施行前、一九三〇年のアンダーソン事件 (*R v Anderson* (1930) 21 Cr App R 178) では、あえて陪審の面前で訴追側提出証拠の許容性を検討するという被告人側の主張が認められたが、一九八八年のヘンリー事件 (*R v Hendry* (1988) 88 Cr App R 187) では、証拠排除にあたって、裁判所が被告人側の同意なく陪審を退席させることが認められるとの見解が示された。
- (15) *Vel v Owen* (1987) 151 JP 510. ジュレに対し、自白は、訴追側により任意性等に関する立証がなされなければ、証拠とするといふことがやむなし（一九八四年法七六条（1））。
- (16) *R v Leatham* (1861) 8 Cox CC 498.
- (17) *Ibid.* at 501.
- (18) *Jones v Owen* (1870) 34 JP 759, QB
- (19) *Ibid.* at 760.
- (20) *Kuruma, Son of Kanji v R* [1955] AC 197, PC. 本事案において、原動機付自転車に乗っていた被告人は、交通検問のための路上バリケードに、警察官によって停止させられた。警察官は、被告人の所持する証明書を調べた上、被告人の衣服の外側から触れて、令状なく、所持品の検査を行つた。その結果、被告人のポケットの中から、ナイフと弾薬筒が発見された。

- (21) *Ibid.*, at 204. ガッダード判事 (Lord Goddard CJ) は、以降の如く述べた。「刑事手続において、許容性に関する厳格な原則が、被告人にとつて不公正に作用する場合、裁判官は、当該証拠を許容しない裁量を、常に有している。…例えば、詐術によって被疑者から獲得された書類などの証拠については、裁判官は、疑いなく、それを適切に排除するだろう。」また、一九七八年のジェフリー事件 (*Jeffrey v Black* [1978] QB 490, DC)においては、不公正証拠の裁量排除がどのような場面で用いられるかといふ点につき、以下のように述べられている。「警察官らが単に権限なく「他人の家に」立ち入ったことだけではなく、当該警察官らが欺罔を用いたとか、相手を誤導したとか、圧迫的 (oppressive) であったとか、不公正であったとか、その他道義的に非難されるべき態様で行動したような場合には、裁判官は、彼らの有する裁量権を使用して、特定の証拠を許容しない」とがであります」 (at 497-498).

- (22) *R v Sang* [1980] AC 402, HL.
- (23) *Ibid.*, at 437, per Lord Diplock.
- (24) *R v Khan* [1997] AC 558, HL. 事件の概要は以下のとおりである。被告人Aは、大規模なヘロインの売買に関与して、<sup>レバーリング</sup>と思われる人物Bの自宅を訪れた。警察は、Bのヘロイン売買を疑つており、一九八四年内務省指針 (the Home Office Guidelines of 1984) に則つて、Bの同意なく、B自宅の外に盗聴機器を取り付け、自宅内の会話を録音した。録音テープには、AがBらと多額のヘロイン輸入を行つてゐるとの会話が記録されていた。Aは、この録音に基いて、ヘロインの輸入の罪で訴追された。刑事法院 (the Crown Court) は、当該録音テープの証拠排除を却てし、上訴裁判所も、被告人側の上訴を棄却した。
- (25) *Ibid.*, at 578A, per Lord Nolan.
- (26) *R v Fox* [1986] AC 28, HL.

- (27) Colin Tapper, *Cross & Tapper on Evidence*, (11th edn., Oxford, 2007), p.547.
- (28) 捜索・差押・*レバニン*、一九八四年法――二二三條および実務規範A参照。
- (29) Colin Tapper, *op. cit.*, p.547.
- (30) *R v Fox* [1986] AC281,HL. 本事案では、被告人は自宅で違法に逮捕され、その後、警察署で体内アルコール濃度を調べるための呼気サンプルを提出し、飲酒運転の罪で起訴された。刑事法院は被告人を有罪とし、上訴裁判所も上訴を棄却した。なお、本件当時七八条は制定されていたが、施行前であった。ただし、以下の事例において、本件の結論に賛同する見解がみられる。See, *DPP v Kennedy* [2003] 168 JP 185.
- (31) *R v Fox* [1986] AC281, at 290, per Lord Frasser.
- (32) *R v Hughes* (1994) 99 Cr App Rep 160.
- (33) 二条は、停止に伴う捜索手続について規定されている。二条(11)および(11)によれば、警察官は捜索対象者に対して、警察官の身分を明かし、捜索の対象、捜索を行おうとする理由および捜索対象者の権利について告知しなければならない。
- (34) *R v Hughes* (1994) 99 Cr App Rep 160, at 162.
- (35) *R v Wright* [1994] Crim LR 55, C.A.
- (36) 一八条は、逮捕後の立ち入りおよび捜索について規定されている。同条(1)は、逮捕可能犯罪によって逮捕された者が占有または支配する家宅等で、当該犯罪に関する証拠の他、当該犯罪に関連しまだ類似する証拠の捜索を行うことができる」と定めてくる。また、同条规定の捜索権限は、警部(inspector)以上の階級の警察官の書面による許可を得なければ行使することができない(同条(4))。

(37) 一八条(七)は、捜索を許可し、または捜索を実施した旨の報告を受けた時は、警部以上の階級の警察官が、捜索の理由および捜索の対象とする証拠について書面を記録しなければならないと規定する。同条(八)は、捜索の時点において被処分者が警察官留置に付されている場合には、同書面を留置記録票の一部として作成する旨規定している。

(38) *R v Cooke* [1995] 1 Cr App Rep 318.

(39) 六三条三項は、修正を経て、現在以下のように規定されている。

「秘部以外の身体の標本は、(a) 採取を受ける者が裁判所の権限に基づいて警察に拘禁されている場合において、(b) 警部以上の階級の警察官が許可したときは、法定の同意なくして採取する」とがである。

(40) *R v Cooke* [1995] 1 Cr App Rep 318, at 327, per Glidwell LJ.

(41) *R v Nathamie* [1995] 2 Cr App Rep 565, CA.

(42) 現在の六四条は、修正を経て、犯罪の嫌疑が解消した後であっても身体標本を破棄しなくてよい場合について規定がある。

ある。

(43) 後述。本稿11(11)②(i) 参照。

(44) See also, *R v Veneroso* [2002] Crim LR 306.

(45) *A-G's Reference (No.3 of 1999)* [2000] UKHL 71.

(46) *Ibid.*

(47) さらに貴族院は当該証拠の証拠能力を認めるに当たり、カーン事件 (*Khan v UK* (2001) 31 EHRR 45) のヨーロッパ人権裁判所の見解に依拠し、ヨーロッパ人権条約に抵觸しない、と述べた。

(48) *R v Stewart* [1995] Crim LR 500, CA.

(49) バーチ (D.J.Birch) は「の事例の訴訟中、同事例を「むしろ疑わしい先例」(ibid., at 500) として、マーフィールド (Muirfield) は「の見解に賛同し、次のようについている。「」の種の理由つけの影響は、実質的な意味で、裁量を適用できなくしてしまふ」 (Peter Mirfield, *Silence, Confessions and Improperly Obtained Evidence*, (Oxford, 1997), p.211)。

(50) 同様のアプローチは一九九六年のマッカーシー事件 (*R v McCarthy* [1996] Crim LR 818, CA) においても採用されていいる。本件において、被告人は、カンナビスをロンドンに送るうとしていたとして逮捕された。逮捕の数日前、被告人は、職務質問と所持品検査をしていた巡回中の警察官に停止を求められた。被告人が乗っていた車には多額の現金が積まれていた。被告人は、カンナビス譲渡の罪で起訴され、同罪に関する裁判において、被告人は、一九八四年法および実務規範違反を根拠とした証拠排除を求めたが、裁判所はこれを却下した。上訴裁判所も、この事実審裁判所の判断を是認した。

(51) 一九八二年のITC事件 (*ITC Film Distributor v Video Exchange Ltd* [1982] 2 All ER 241)においては、問題となつてゐる資料 (material) が法廷侮辱 (contempt of court) の手段により獲得されたことが認定されたが、当該資料は許容されるべきでないと判断された。タッパー (Tapper) は「のような裁量排除の傾向につき、以下のようと言ふ。すなわち、イギリスにおいては、仮に、証拠が有罪に関する許容可能でない自白または法廷侮辱行為のどちらにも関連していないならば、違法に獲得された証拠は、法の問題としては許容可能である」という結論である (Colin Tapper, *Cross & Tapper on Evidence*, (11th edn., Oxford, 2007), p.546.)。」の点についても、カーハ事件の上訴裁判所によつても明確に賛同するべし。<sup>50</sup> *R v Khan* [1995] QB 27.

(52) Ian Dennis, *The Law of Evidence*, (3rd edn., Sweet & Maxwell, 2007), p.312.

(53) Alladice (1988) 87 Cr App R 380; Walsh (1990) 91 Cr App R 161; Gill [2004] 1 Cr App R 20.

- (54) Ian Dennis, *op. cit.*, p.312.
- (55) See, *R v Wright* [1994] Crim LR 55, CA.
- (56) *Gill* [2004] 1 Cr App R 20.
- (57) Ian Dennis, *op. cit.*, p.313.
- (58) *A-G's Reference (No.3 of 1999)* [2000] UKHL 71, per Lord Hutton.
- (59) Ian Dennis, *op. cit.*, p.312.
- (60) *R v Sang* [1980] AC 402, HL.
- (61) *Ibid.*, at 437, per Lord Diplock.
- (62) Ian Dennis, *op. cit.*, p.312.
- (63) 同上引の裁判所は、一九八四年法第七六条(四)において、禁止された手段を用いて獲得されたものを理由とした自己が排除された場合であつても、当該自己の結果として発見された事実の許容性に影響を与えないこと規定されてゐる。
- (64) Ian Dennis, *op. cit.*, p.312.
- (65) 本文で掲げたものその他、11000年テロ法等がある。これらの規定のもとに行われる捜索権限の範囲や、獲得された証拠資料の使用を制限するところの、裁判所は消極的であると思われる。See, *R v Hundal and Dhaliwal* [2004] 2 Cr App R 307.
- (66) 現在、一九九七年警察法101条は廃止され、通信傍受に関する規定は後述の11000年捜査権限施行法に組み込まれてゐる。
- (67) ローナベ事件 (*R v Lawrence* [2002] Crim LR 584) や、通信傍受による捜査手法についての米国人権条約に

抵触しないと判断された。

(68) See, Martin Wasik, "Legislation in the Shadow of the Human Rights Act : The Criminal Justice and Police Act 2001" [2001] Crim LR 931, at 944-6.

(69) *Chesterfield Justices, ex p Bramley* [2000] 1 All ER 411.

(70) 1100 1年法八一一条ねがる 一九八四年法六四条参照。

(71) 同法附則四'十七条参照。